

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-5
処分の種類	第二種動物取扱業者に対する勧告に係る措置命令			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する法第23条第4項			
処分の概要	第二種動物取扱業者に対する勧告に係る措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する法第23条第4項の規定による不利益処分は、動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領Ⅱ細則第2による。			
基準の制定根拠	「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」(令和4年1月26日付け3食生第409号健康福祉部長通知)			